

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村和正

<p>路線名</p>	<p>供用開始の区間</p>	<p>供用開始の期日</p>	<p>備考</p>
<p>鴻巣桶川さいたま線</p>	<p>桶川市寿二丁目一三八四番一地先から 同市東二丁目一〇六〇番一地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>令和七年十二月二十六日</p>	<p>平成二十九年六月一日付け埼玉県北本県 土整備事務所長告示第十二号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長一七四・〇五メートル</p>